

燕市立吉田小学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）＜R7.4改訂＞

はじめに

燕市立吉田小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ等の防止の対策を効果的に推進し、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、「燕市立吉田小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を、定める。

1 いじめ防止のための基本的な方向

【いじめの定義】（いじめ及びいじめ類似行為を「いじめ等」ということになった。）

（「いじめ類似行為」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布）

- ・「いじめ等」とは、いじめ防止対策推進法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う人的関係にある他の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。
- ・この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ等」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けた児童の立場に立って判断する。
- ・また、いじめ等には多くの様態があることから、いじめ等に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）第2条より」

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、以下の行為等がいじめとして挙げられた。

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

上記を踏まえ、見えないところで被害が発生している場合や本人が事実を否定する場合もあることを鑑み、背景にある状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

（1）いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめ等は、いじめ等を受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であることを理解させ、いじめ等に正面から向き合い、主体的に解決に向かおうとする態度を育成する。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、重点的に取り組む。
- いじめ防止に向け、学校はもとより家庭、地域へも認識を広め、学校を含めた社会全体が一体となって取り組んでいく。

（2）いじめ等への対処

- いじめ等を発見、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中核として組織的に対応し、直ちにいじめ等を受けた児童や、知らせてきた児童の安全を確保する。

○いじめた児童に、組織的に事情を確認した上で、人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

○いじめ等を受けた児童の保護者に、いじめ等の態様などを説明し、見守りや支援の協力を依頼するなど、連携を図る。また、いじめ等を行ったとする児童についても、いじめ等を認知した時点で同様の対応を行う。

○いじめ等は単に謝罪をもって安易に解消することはできないことを踏まえ、いじめ等に係る行為が相当期間（少なくとも3か月以上）止んでいること、いじめ等を受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人および保護者との面談等をもとに組織的に見極め、解消を判断する。

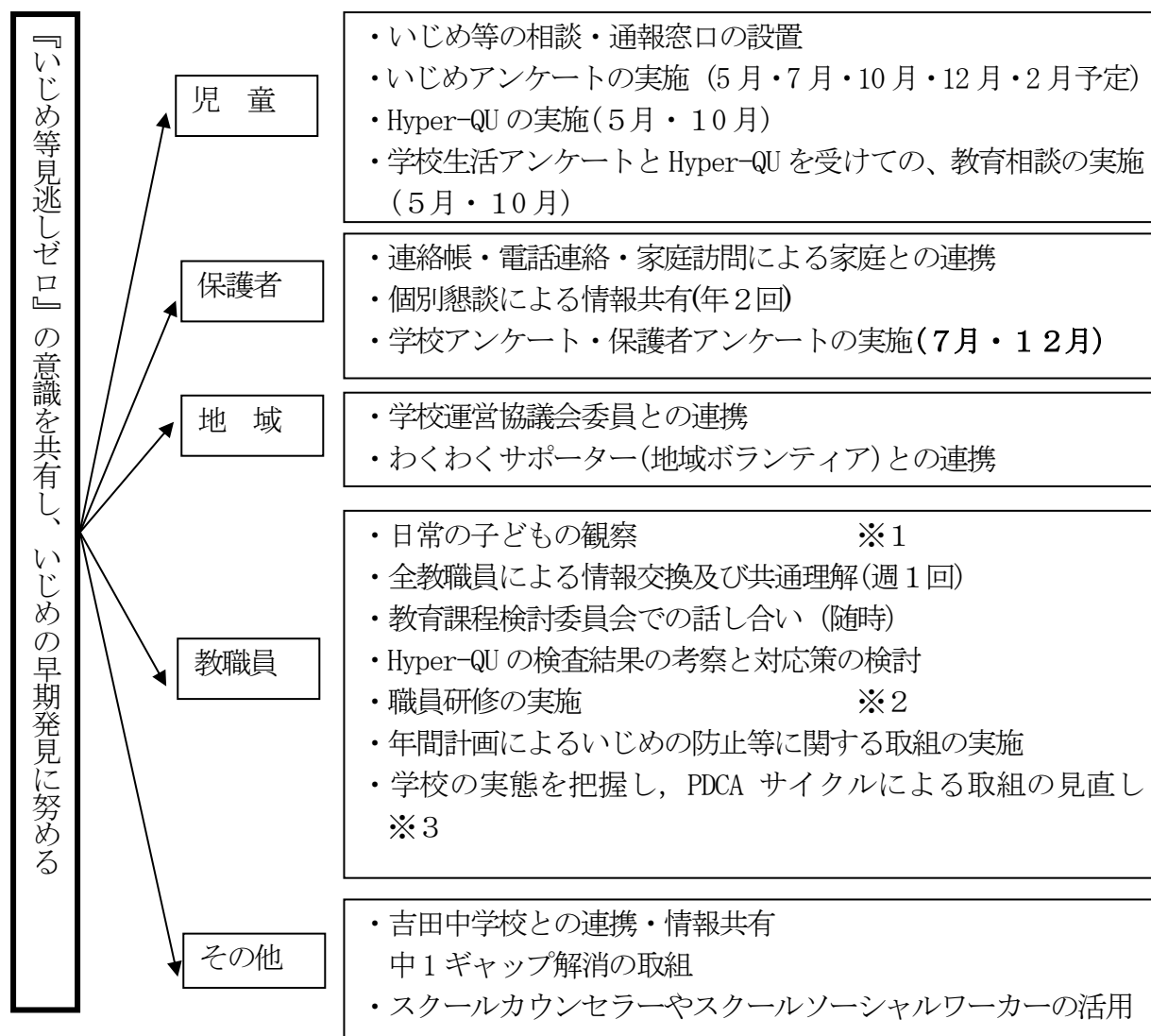
2 いじめ等防止に向けた取組（燕市いじめ防止基本方針 令和4年10月改定）

（1）いじめ等の防止

児童をいじめに向かわせず、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめ等を生まない土壌をつくるため、特に次の3点から教育活動全体を通して取り組む。

- ア 学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめ等は決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- イ 全ての児童が安心して学校生活が送れるように、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにする。
- ウ 児童がいじめ等を行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因について改善を図ると共に、いじめ等に向かわないようストレスに適切に対処できる力を育む。

（2）いじめの早期発見のための取組



※1 日常の子どもの観察

①「子どもとともに1・2・3運動」

(1日目：欠席家庭に連絡し、保護者又は本人から状況を聞く。2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。)の確実な実施

②欠席状況の確認(年間30日以上欠席した児童は、生活指導文書で記入して次年度へ引き継ぐ。)

※2 職員研修の実施 ※2

①学校いじめ等防止基本方針に対する職員の共通理解

②いじめ等の対応に係わる教職員の資質向上を図る研修

③Hyper-QUの分析・対応策検討の研修

※3 いじめ等の防止等に関する取組年間計画作成

①道徳教育の充実(道徳の年間計画)

②人権教育、同和教育の充実(人権教育、同和教育全体計画)

③社会性の育成

(異学年交流・お互いに認め合う集団づくり・授業・特別活動・行事)

④児童生徒の手によるいじめ見逃しゼロスクール集会

(3) 家庭や地域との連携

保護者・地域において、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるよう次の4点から取り組む。

① 保護者への意識啓発(法における保護者の責務等 第9条)

ア PTA総会において、いじめ等の防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について文書で伝え、意識啓発を行なう。

イ 保護者向けの講演会を年間1回実施する。

ウ いじめ見逃しゼロスクール集会の実施を保護者に知らせる。

エ いじめ見逃しゼロスクールの内容を学校だよりで紹介する。

②情報発信及び基本方針の周知(HPの活用・学校要覧への記載)

③学校運営協議会委員との交流会を通じた、地域への啓発活動

④地域の活動によるいじめ等の未然防止

(4) 関係機関等との連携

○警察、児童相談所、市教育委員会、民生児童委員等との連携

○中学校区幼保小中の連携の強化

3 いじめ等防止等の対策のための組織(いじめ・生徒指導委員会)の設置及び取組

(1) 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ等の防止等に関する措置を実効的に行なうために「例 いじめ対策委員会 生徒指導部会 など」による、いじめ防止等の対策のための組織(以下「組織」という。)を設置する。

(2) 構成員

校長・教頭・生活指導主任・関係職員(スクールカウンセラー・警察関係者)

(3) 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめ等の相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめ等の疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

エ いじめ等の疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ いじめ等の報告のあり方は、各教職員はささいないじめ等の兆候や児童生徒からの訴え等を抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、すべて校内の学校いじめ対策組織に報告・相談すること。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめ等により児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- a 自殺を企図した場合
- b 身体に重大な傷害を負った場合
- c 金品等に重大な被害を被った場合
- d 精神性の疾患を発症した場合

など、児童の状況に着目して判断する。

イ いじめ等により、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

ウ その他の場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

(2) 重大事態発生時の対応

- **重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行い、「詳細調査は、専門委員会又は、学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教委が判断する。**

基本調査に当たっては、次の事項に留意する。

- a 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめ等を生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- b 児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめ等を受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として行う。
- c 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめ等を受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- d 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- e 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- f いじめ等を受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - (a) いじめ等を受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - (b) いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
 - (c) いじめ等を受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- g いじめ等を受けた児童からの聴き取りが不可能な場合
当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

- 市教育委員会が設置した専門委員会に対して、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。記録の保存期間は、5年間とする。
- 児童や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、市教育委員会と連携し、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮していく。

＜いじめ等への対応＞

